

フレックス方式余裕期間制度試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土木部が発注する工事において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、請負人が工事の始期と終期を選択して契約を締結できる制度を試行するにあたり、必要な取扱い等について定める。

(定義)

第2条 用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 積算全体工期：通常工期と積算余裕期間の合計
- (2) 通常工期：通常の積算により算出した工期（標準工期）
- (3) 積算余裕期間：発注者があらかじめ設定した、積算上の契約期間内であるが通常工期外の期間
- (4) 全体工期：実工期と余裕期間の合計
- (5) 実工期：全体工期内で、請負人が設定した契約書上の工期
- (6) 工事開始日：請負人が設定した工期の始期
- (7) 余裕期間：請負人との契約締結日から請負人が設定した工期の始期までの期間

(対象工事)

第3条 土木部が発注する工事のうち、次の事項を踏まえ、フレックス方式余裕期間制度（以下、「フレックス工期」という。）の工事として選定した工事を対象とする。

- (1) 積算余裕期間を設定しても、供用開始に影響を及ぼさない工事であること。
- (2) 積算余裕期間を設定しても、翌債等で承認された期日を超えない工事であること。
- (3) 予算の執行において、支障が生じない工事であること。

(積算余裕期間の設定)

第4条 積算余裕期間は、4か月を超えない範囲で設定すること。

(工事費の積算)

第5条 工事費の積算は、落札決定日の翌日を工事開始日とする工期を基準とした積算方法により行うものとし、積算余裕期間に係る積算上の割増は行わないものとする。

(特記仕様書の記載)

第6条 設計書作成時、特記仕様書に別紙1のとおり当該工事がフレックス工期により実施する工事である旨を記載する。

(入札参加者への周知)

第7条 この要領を適用するときは、一般競争入札の公告、指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

(実工期の申出)

第8条 発注者は、落札決定後、契約締結までの間に、別紙2により当該落札者から実工期の申出をさせるものとし、当該申出期間を契約書に記載するものとする。

(経費の負担)

第9条 フレックス工期に基づく契約により増加する経費は、請負人が負担するものとする。

(前払金の取扱い)

第10条 請負人は、実工期内において、前払金を請求できるものとする。

ただし、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事において、「契約を締結した会計年度については、前払金を請求することができない」旨の条項を追加した契約については、工期内であっても、契約年度において前払金を請求することができないものとする。

(工事開始日前の取扱い)

第11条 工事開始日前の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 余裕期間において発注者は、当該工事現場の管理を、発注者の責任において行うものとする。
- (2) 余裕期間において請負人は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。

(技術者の配置)

第12条 余裕期間においては、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

(工期の延長)

第13条 請負人は、契約締結後において、技能労働者や建設資材等の確保のため、工事全体の工程を見直す必要が生じた場合は、積算全体工期の終期までは実工期の延長を請求することができるものとする。

(契約の保証)

第14条 契約保証期間は、全体工期の期間を対象とする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年4月10日以後に告示される工事から適用する。

特記仕様書の記載について

フレックス工期を実施する工事の特記仕様書には、以下の事項を記載すること。

◎記載事項

○工期について

本工事は、請負人の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限（積算全体工期の終期）までの間で、請負人は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、「フレックス方式余裕期間制度試行要領」の別紙2により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は請負人の責により行うものとする。

工事完了期限内における工期の変更については、請負人から変更理由が記載された書面による工期変更協議により変更可能とする。

工事完了期限は次のとおり。

工事完了期限：令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

○主任技術者等の専任期間について

契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

契約締結日から工事開始日の前日までの期間は、発注者と請負人の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と請負人の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負人に通知した日（例：「完成結果通知書」等における日付）とする。

○CORINSへの登録について

技術者の従事期間は、余裕期間を含まないことに留意し、契約書の工期をもって登録するものとする。

工 期 申 出 書

年 月 日

旭川市長様

請負人 住所

氏名

印

年 月 日に落札決定の通知を受けた、次の工事について、実工期を定めましたので申し出ます。

工事名	
工事場所	
契約予定年月日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本申出書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

※工事の始期及び終期の日付は、土曜日、日曜日及び祝日と、12月30日から翌年の1月4日までの日を設定することはできない。